

平成30年11月22日
松山河川国道事務所

道路災害時における

放置車両の移動訓練 を実施します

～道路交通確保を目的とした実働訓練～

愛媛県内では平成26年12月に国道192号（徳島県境）において、大雪による大規模な車両の立ち往生が発生し、改正災害対策基本法を全国で初めて適用して車両の移動等の対応を行いました。

国土交通省松山河川国道事務所では、大雪時や災害時に走行不能となった車両が路上に放置されることで通行障害となる場合を想定し、道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

【訓練内容：資料－1参照】

【訓練会場：資料－2参照】

1. 開催日時 **平成30年11月30日（金）** 10:00～11:30
※小雨決行（ただし、大雨・雪等悪天候の場合は中止）
2. 訓練会場 愛媛県東温市河之内^{とうおん かわのうち} 国道11号 登坂車線
3. 参加機関 松山南警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、松山河川国道事務所及び道路維持工事受注者 約30人
4. 訓練内容 道路災害時、国道上に放置されている車両を想定した移動訓練
5. その他 当日取材可能

- レッカー車による移動や車両簡易移動器具を使用した人力による移動訓練等を実施します。 ※移動訓練後、自治体見学者等による車両移動訓練体験も予定。
- 除雪対応力アップのため昨年度に配備した凍結防止剤散布車（除雪装置（スノープラウ）付き）の展示説明を実施する予定です。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に関連します。

【問い合わせ先】（○：主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

副所長（道路） ^{もりもと} 森本 ^{えいじ} 英二 （内線205）○ 道路管理第一課長 ^{いのかわ} 井之川 ^{ひでとし} 英稔 （内線431）

◆訓練内容

- (1) 放置車両による渋滞等の確認のため、道路パトロールカーにて状況確認
- (2) 放置車両の現認および報告
- (3) 災害対策基本法に基づく区間指定の訓練
- (4) 県警パトロールカーの先導でJAFロードサービスカーの出勤 **【松山南警察署、JAF】**
- (5) 移動前の車両状況記録(写真撮影・記録表) **【国土交通省】**
 車両及び車両放置場所に「通知書」掲示
 車両の移動開始
 - ① JAFロードサービスカーによる放置車両の移動 **(写真①) 【松山南警察署、JAF】**
 - ② 車両簡易移動器具にて、普通乗用車を移動 **(写真②) 【国土交通省】**
- (6) 移動完了後、車両状況記録(写真撮影・記録表)
- (7) 見学の地方自治体等の職員による訓練体験(予定) **【県、市、町】**
- (8) 除雪用作業車両の展示 装着されている除雪用装置等の説明 **【国土交通省】**
 - ① 凍結防止剤散布車(除雪装置(スノープラウ)付き) **(写真③)**



◆訓練会場 位置図



【訓練会場】
とうおん かわのうち
(愛媛県東温市河之内 国道11号 登坂車線)



※移動訓練の取材・見学等の駐車場は、国道11号「レストパーク桜三里」をご利用ください。

昨年度の車両移動訓練状況（平成29年11月24日実施）

JAFロードサービスカーによる車両移動



車両簡易移動器具の設置



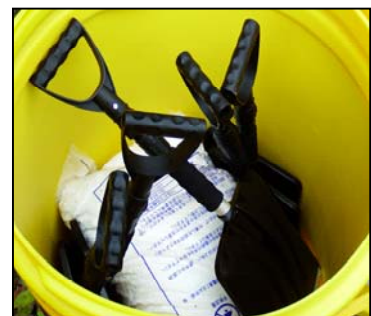
車両簡易移動器具による放置車両の移動



除雪・路面凍結に対応する建設機械の展示、説明



冬期、山間部に配備している応急対応用の除雪資材



平成30年1月の除雪作業状況(国道33号、56号)



平成26年12月5日 国道192号大雪による車両の立ち往生



● 災害対策基本法の一部を改正する法律

公布・施行日：平成26年11月21日

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)